

9 施設

福祉型障害児入所施設

18歳未満の障がいのある児童が入所し、日常生活に必要な知識や技能等についての指導、訓練を受けます。

○県内施設 信濃学園(松本市)

○窓口 松本児童相談所 電話91-3370 FAX92-1550

医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設・重症心身障害児施設)

18歳未満の知的障がいの児童、上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複する児童が入所し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療を受けます。

○県内施設 まつもと医療センター(松本市)
東長野病院(長野市)
信濃医療福祉センター(下諏訪町)
稲荷山医療福祉センター(千曲市)
小諸高原病院(小諸市)

○窓口 松本児童相談所 電話91-3370 FAX92-1550

盲人ホーム

あん摩師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な方に必要な技術指導を行い、自立更生を目指す施設です。

○市内施設 長野県盲人ホーム 電話32-5632
(松本市旭 2-11-39)県視覚障害者福祉センター内

○窓口 長野県視覚障害者福祉協会 電話32-5632 FAX32-7854

障害者支援施設

これまでは、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がいごと、目的ごとに分かれた施設が設置・利用されてきました。障害者総合支援法が施行され障がいの区別なく入所ができ、主に夜間に、入浴、食事、排せつ等の介護を行います。

○近隣施設 松本圏域内の施設については、別冊「事業所一覧」をご確認ください。

○窓口 障がい福祉課 電話 34-3212 FAX36-9119
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

